

### ➤ 教育データの利活用に係る留意事項（第1版）の概要

#### ○「教育データの利活用に係る留意事項（第1版）」の背景・経緯

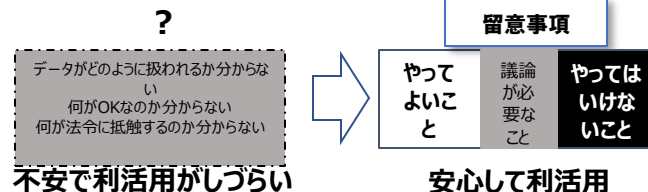
教育委員会・学校において教育データの利活用が進む中で、セキュリティや個人情報等に関して心配の声があることを受け、「教育データの利活用に関する有識者会議」の議論を踏まえて、学校や教育委員会が参考とできる留意点を整理し、文部科学省より、令和5年3月に「教育データの利活用に係る留意事項（第1版）」を公表しました。



- (心配の声の例)
- ✓ セキュリティの確保等データの安全管理
  - ✓ 在学時のデータの、卒業後の取扱い
  - ✓ 本人の望まない形でのデータ利用

#### ① 本留意事項について

教育データの利活用を行うことで、全ての子供一人一人の力を最大限に引き出すためのきめ細かい支援が可能となりますが、教育データを取り扱う際の安全・安心の確保が必要となります。個人情報の適正な取扱いやプライバシーの保護は大前提としながら、「教育データの利活用」と「安全・安心」の両立が実現されることが重要です。そこで、初等中等教育段階の公立学校の教職員、教育委員会の職員等が、児童生徒の教育データ（デジタルデータ）を取り扱う際に留意すべきポイントをまとめました。



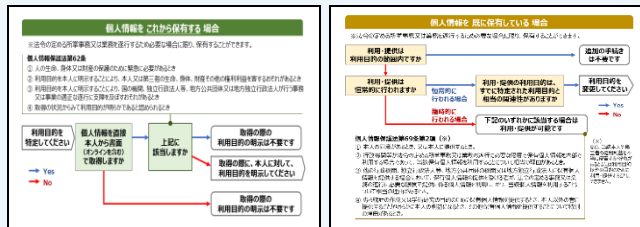
#### ② 内容について

#### ★総論編（教育データを利用する際に気を付けること）

教育データを利用する際に気を付けることについて、（1）個人情報の適正な取扱い、（2）プライバシーの保護、（3）セキュリティ対策の3つの観点から、図等を交えながら解説をしています。

##### （1）個人情報の適正な取扱い

- 教育委員会・学校における個人情報とは
- 個人情報をこれから保有する場合に必要な手続きについて
- 個人情報を既に保有している場合に必要な手続きについて
- 個人情報の取扱いの委託について
- 個人情報等利用における体制及び手続上の留意点



##### （2）プライバシーの保護

- プライバシーの保護において、個人情報保護法を遵守するのみならず、必要となる体制の構築等について

##### （3）セキュリティ対策

- 主に地方公共団体が設置する学校を対象とした教育情報セキュリティポリシーの策定や見直し
- 組織的・人的・物理的など、多様な安全管理措置

※その他、コラムにおいて、教育データの利活用の参考となる考え方や、ELSI（科学技術の社会実装に際しての倫理的・法的・社会的課題）についても紹介しています。  
※今後、教育データの利活用が進むにつれて、新たな課題や論点についての議論が深まっていくことが想定されるため、その際は改訂を行う予定です。

#### ★Q&A編（よくあるご質問）

個人情報保護やセキュリティ等について、教育委員会・学校からよく寄せられる質問をピックアップし、掲載しています。

【Q&Aの例】

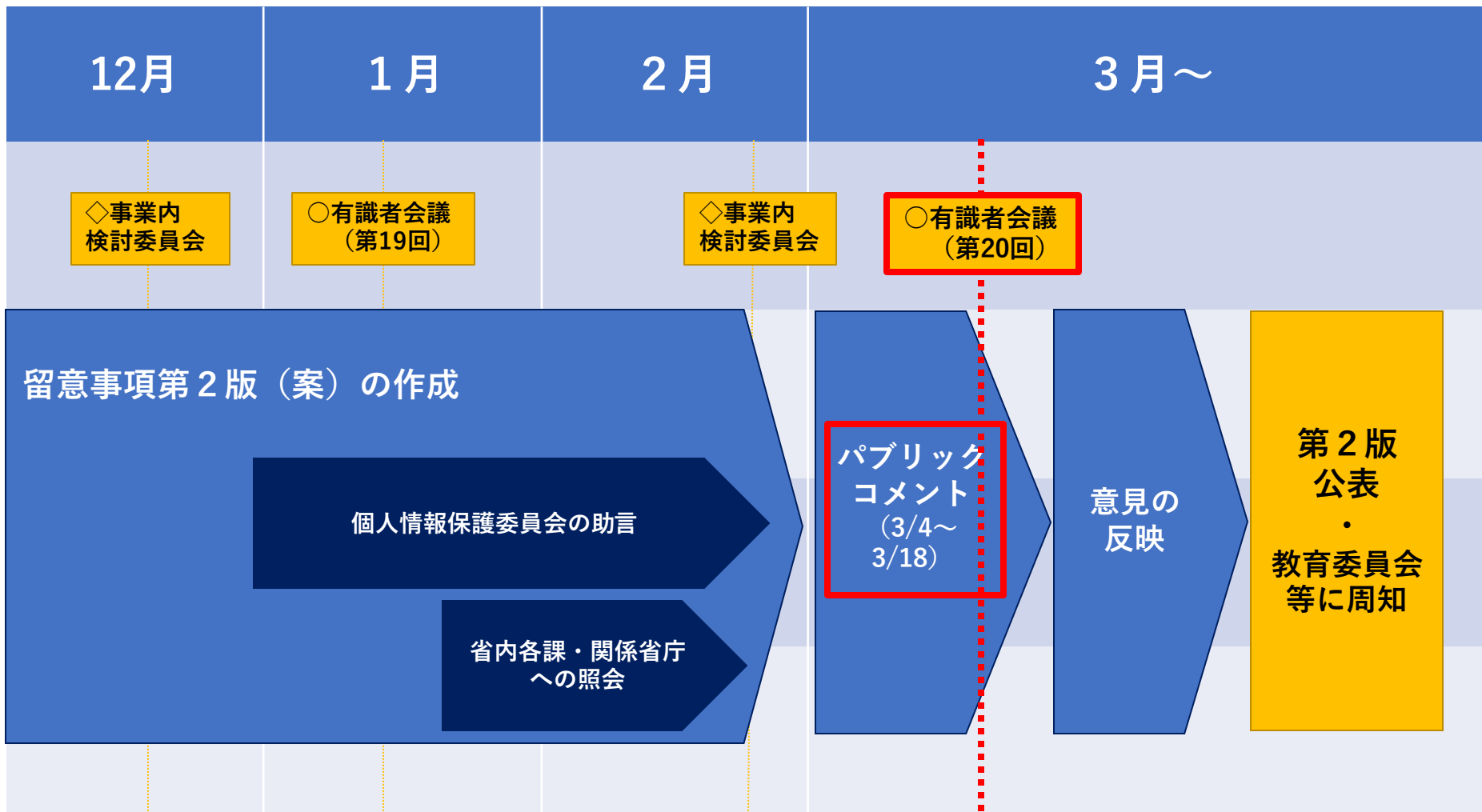
Q（4）新たな学習用ソフトウェアを契約・導入するときは、どのようなことに気を付けなければならないでしょうか。

【回答】

契約の際には、学習用ソフトウェア提供事業者の契約書、利用規約、個人情報保護に関するポリシー等で、学習用ソフトウェアの安全性や信頼性、個人情報の取扱いに関する規定等を確認する必要があります。

また、学習用ソフトウェア提供事業者に、児童生徒を本人とする個人情報の取扱いを委託するに当たっては、個人情報保護法を遵守する必要があります。

➤ 「教育データの利活用に係る留意事項（第2版）」の現在の状況



## ➤ 「教育データの利活用に係る留意事項（第2版）」の構成

第1版	第2版	
目次構成	目次構成	概要
I 本留意事項について	I (同様)	○本留意事項の位置づけや構成について解説
II 教育データ利活用の目的	II (同様)	
III 総論編	III (同様)	○個人情報やプライバシーに関して留意すべき事項を全体的に解説
IV Q&A編	IV (同様)	○教育データ利活用に関してよくある質問と回答を記載
	<b>V 事例編</b>	
	V-1 留意点と具体的な対応	○個人情報保護法等の法令上義務づけられていること・行うことが望ましいことを「留意点」として整理 ○各留意点を実現する「具体的な対応例」を記載
	V-2 ユースケース	○具体的な学習用ソフトウェア（※）の活用場面毎に、取り扱うデータの利用目的や、ツール導入・利用の流れ、具体的な対応例等を整理 （※）デジタル教科書、デジタル教材等

基本的な留意事項を整理

基本的な留意事項を踏まえ、教育委員会・学校の実務に即した具体的な対応等を新たに整理

新規

(参考)

### 教育データの利活用に係る留意事項のポイント (リーフレット)

○教育委員会・学校担当者向けの参考資料として、本留意事項のポイントをまとめたリーフレットを作成・公表 (令和5年9月に文部科学省HPにて公開)



# ➤ 「教育データの利活用に係る留意事項（第2版）」の構成

第1版	第2版	
目次構成	目次構成	概要
I 本留意事項について II 教育データ利活用の目的	○本留意事項について ○教育データ利活用の目的	○本留意事項の位置づけや構成について解説
III 総論編	I 総論編	○教育委員会・学校において教育データを取り扱う際に、個人情報やプライバシーの観点から留意すべき事項について、 <u>個人情報保護法や各種文書を踏まえ、全体的に解説</u>
	<b>新規</b> II 手順編	○教育委員会・学校において児童生徒の教育データを取り扱う際の手順について、 <u>実際の流れに沿って具体的に説明</u>
	<b>新規</b> III 事例編	○ある自治体のある学校が、学習用ソフトウェア等（※）を導入し教育データを活用する <u>5つのシナリオ</u> における、当該自治体・学校が個人情報保護等の観点から行う主な対応の流れを紹介 （※）デジタルドリル、校務支援システム等
IV Q&A編	IV Q&A編	○教育データを活用する際によくある質問について、Q&A形式で解説

基本的な留意事項を整理

基本的な留意事項を踏まえ、教育委員会・学校の実務に即した具体的な対応等を新たに整理

## ➤ II 「手順編」の内容（一部抜粋）

※パブリックコメントの結果を踏まえて修正の可能性有

### 1. 取得

留意点	具体的な対応例
<p>〔◎〕 a 利用目的（ツールを導入することで取得するデータ<sup>※</sup>の利用目的）を特定する</p> <p>教育委員会・学校は、ツールを導入することで取得するデータの利用目的をできる限り特定しなければなりません。ツール導入時に加え、ツールの機能の追加等により取得するデータが増える際も利用目的の特定が必要なので、留意してください。</p> <p>個人情報の保有は、法令の定める所掌事務又は業務を遂行するために必要な場合に限ります。</p> <p>※すべての項目において、「データ」は、個人情報を含むデータのことを指します。</p>	<p>利用目的の例</p> <p>「Ⅲ. 事例編」を参照</p>
<p>〔○〕 b データの取扱い等に係る整理を文書化しておく</p> <p>教育委員会は、導入するツールにおけるデータの取扱い等を内部で整理し、文書化しておくことが望まれます。</p>	<p>文書化する事項例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ サービス概要（児童生徒の得られる教育的メリット等）</li> <li>・ 利用目的</li> <li>・ データ管理体制</li> <li>・ 収集するデータ</li> <li>・ データ取得の方法（例：児童生徒がツールに入力）</li> <li>・ データ収集のタイミングと場所（例：ツール起動中に回答情報を収集、バックグラウンドで操作ログを収集）</li> <li>・ 利用手法（例：収集した回答情報を元に、正誤判定を実施）</li> <li>・ データを保管する地理的位置及び法域（海外にサーバがある等）（例：日本）</li> <li>・ 第三者提供の有無、第三者提供先</li> <li>・ 保存期間</li> <li>・ 本人の権利（開示請求等）への対応方法</li> <li>・ 問い合わせ先</li> <li>・ データ処理の根拠</li> <li>・ 想定されるリスク（例：児童生徒に対して発生しうるプライバシーリスク）</li> </ul>

留意点	具体的な対応例
<p>〔◎〕 c 児童生徒本人に対し、利用目的を明示する</p> <p>学校は、児童生徒から直接、ツールを通じてデータを取得するときは、あらかじめ、児童生徒本人に対し、データの利用目的を明示しなければなりません。</p>	<p>児童生徒本人に利用目的を明示する方法例</p> <p>注）明示方法は、文書でも口頭でも可能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童生徒に端末を貸し出す際に、利用目的を明示する</li> <li>・ 児童生徒に説明会を開催し、利用目的を分かりやすく説明する</li> <li>・ ツールの利用を開始する際に、利用目的をツール上の画面に表示し、説明する</li> </ul> <p>注）取得の状況から見て利用目的が明らかであるときは明示が不要。明示が不要となる例：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宿題の実施状況を確認するため、宿題を提出させるとき</li> <li>・ 部活動に関わる連絡を行うため、入部届で連絡先を集めるとき</li> <li>・ 通学証明書発行のため、通学証明書発行申請書で通学に関わる個人情報を取得するとき</li> </ul>

各留意点について、「実施すべきこと」・「実施が望ましいこと」に分けて整理

#### 凡例

- ◎：個人情報保護法などの法律の規定に基づき、必ず行うべきことです。教育委員会・学校で必ず行うようにしてください。
- ：教育データが活用されるのが学校であるという性質を踏まえ、行うことが望ましいとされることです。必要に応じ、各教育委員会・学校の判断で行うようにしてください。

## ➤ Ⅲ 「事例編」の内容

### 事例 1

A 市立 B 小学校において、授業中に、児童が自ら考えなどを書き込んだり他者と共有したりしながら学習を進めるためのデジタル教材を利用する

### 事例 2

A 県立 C 高等学校において、生徒が、問題を解いて習熟度に応じたフィードバックを得られるデジタルドリルを利用する

### 事例 3

A 市立 D 中学校において、生徒が、様々な学習ツールにつながるソフトウェア（学習 e ポータル）を利用する

### 事例 4

A 市立 E 中学校において、生徒に対し、アンケートなどを行うためのツール（OSメーカーが標準的に提供するソフトウェアの一部）を利用する

### 事例 5

A 市立 F 小学校において、児童の学習状況や健康情報を一覧できるツールを利用する（校務支援システム等）



# Ⅲ 「事例編」の内容（事例1）

※パブリックコメントの結果を踏まえて修正の可能性有

事例1 A市立B小学校において、授業中に、児童が自ら考えなどを書き込んだり他者と共有したりしながら学習を進めるためのデジタル教材を利用する

事例1 A市立B小学校において、授業中に、児童が自ら考えなどを書き込んだり他者と共有したりしながら学習を進めるためのデジタル教材を利用する

## シナリオ

A市教育委員会において、域内の全小学校全学年で利用するために、授業で協働的な学習を行うために、次のようなデジタル教材を導入することにした。それにあたり、A市教育委員会及び域内の小学校の一つであるB小学校において、新たなツール導入に当たって個人情報等の観点から必要な対応を行っている。

### ○ 導入するツールが有する主な機能のイメージ

- 児童は端末上で、気づきやメモを残すことができる。ツール上で作成した課題等について、クラス全体で児童の回答結果や成果物を共有できる。
- 他の児童の成果物に対して、コメントや「良いね」等の評価をつけられる。

### ○ ツールを導入するメリット

- (児童)
  - 意見や気づきを書き込んだり、修正したりして、学びを記録することができる。
  - 学習履歴を記録することで、自分自身の学びを振り返ることができる。
- (教員)
  - 個人やグループの成果物をクラス内等で他者に伝えあうことで、お互いに学びを深めることができる。
  - リアルタイムで個人またはグループの学習状況を把握し、必要な声かけを行うなど、効果的な指導を行うことができる。

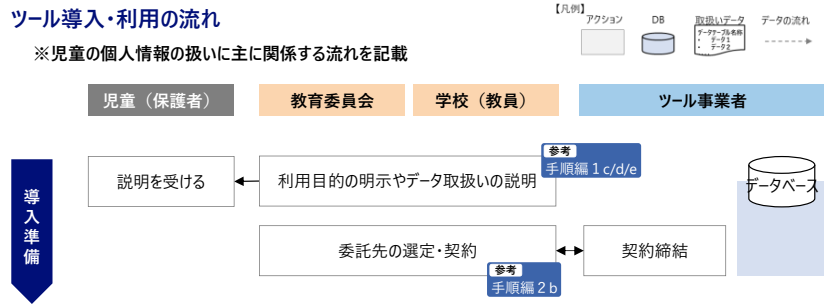
### ○ 取り扱う主な個人情報

※ツールを単体で導入する場合を想定。学習eポータルを経由する場合は事例3を参照してください。

データ種別	主なデータの内容	取得方法	
児童情報	ID・パスワード	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ツール利用にあたって、A市教育委員会が発行</li> </ul>	
	氏名		
	所属学年・担当クラス		(あらかじめ保有)
	出席番号		
教員情報	ID・パスワード	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ツール利用にあたって、A市教育委員会が発行</li> </ul>	
	閲覧権限		● ツール利用にあたって、A市教育委員会又はB小学校が設定
	所属学年・担当クラス		(あらかじめ保有)
学習情報	児童の成果物	● 児童が、各自の端末で作成した成果物をツール上で登録	
	児童や教員からのコメントや評価	● 公開された成果物に対して、児童や教員がコメント等をつける	

## ツール導入・利用の流れ

※児童の個人情報の扱いに主に関係する流れを記載



導入準備

### <利用目的（ツールを導入することで取得するデータの利用目的）を特定する>

- A市教育委員会において、「学習指導に用いる」等の抽象的な利用目的ではなく、具体的に、何のデータ項目をどのように使用して指導するのか、まで検討した上で、利用目的を以下のように設定した。
  - 児童の学習状況を把握して学習指導を行うため

### <利用目的やデータの取扱いの説明をする>

- B小学校の教職員が、児童にプリントを配布して、特定した利用目的を明示し、データの取扱いについて説明した。
- また、小学生は15歳以下であり、本件についての判断能力が不十分であるので、保護者に連絡メールを配信し、同様の内容について説明をした。また、念のため保護者会においても保護者宛に口頭で説明を行った。

【プリントに記載した内容】

- > 利用目的
  - 児童の学習状況を把握して学習指導を行うため
- > サービス概要
  - このツールを用いることで、授業や家庭学習で各自の端末で作成する成果物を提出したり、お互いに共有し、コメントしあったりできます。
- > 本ツールで扱う主な個人情報
  - 氏名、学籍番号
  - 児童が各自の端末で作成する成果物
  - 共有された他者の成果物に対するコメント
- > データの収集手法
  - 本人が成果物を提出したり、コメントを記入することによりデータは収集されます。
- > 第三者提供の有無
  - 大学・研究機関等への第三者への提供はしません。
- > 保存期間
  - データは、卒業して○か月後に削除します。

主に実施したこと

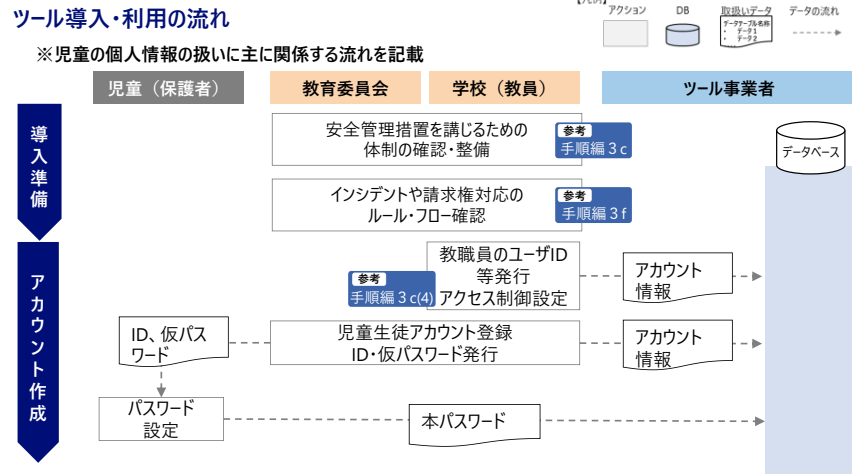
### <委託先の選定・契約>

- A市で整備している委託先の選定基準を踏まえて公告を行い、落札した事業者とA市で契約を行った。
- 委託先との契約にあたっては、契約書に「データの利用や方法を最小限にすること」や「契約終了後はデータを削除すること」について記載をした。 ※契約にあたっては、「I. 総論編 1. 4」や「II. 手順編 2 b」に記載の事項も確認しよう。

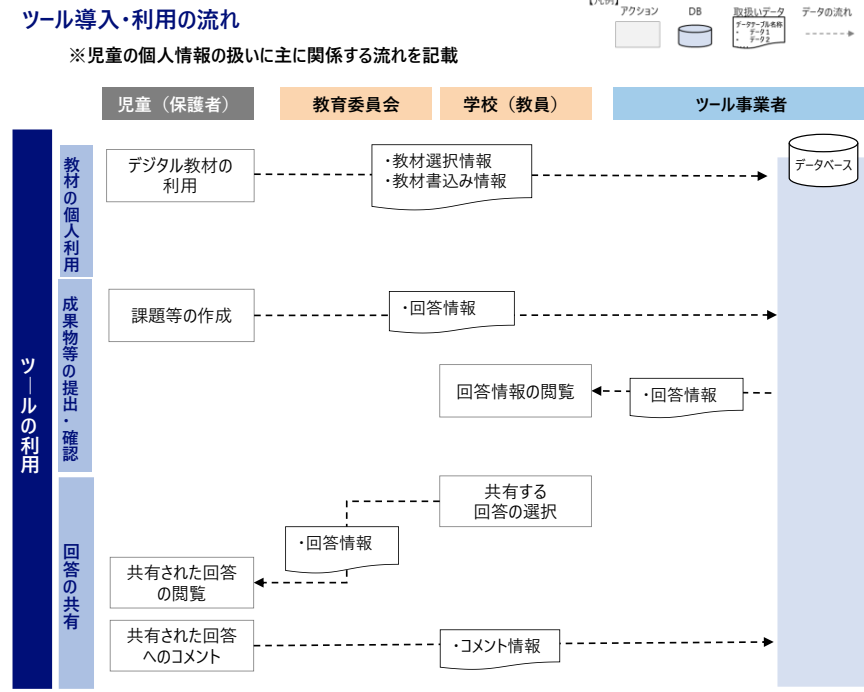
# Ⅲ 「事例編」の内容（事例1）

※パブリックコメントの結果を踏まえて修正の可能性有

事例1 A市立B小学校において、授業中に、児童が自ら考えなどを書き込んだり他者と共有したりしながら学習を進めるためのデジタル教材を利用する



事例1 A市立B小学校において、授業中に、児童が自ら考えなどを書き込んだり他者と共有したりしながら学習を進めるためのデジタル教材を利用する



- ＜安全管理措置を講じるための体制の確認・整備＞
- 組織的の安全管理措置として役割分担の明確化のため、A市教育委員会において教育長が総括管理責任者であることを確認した。B小学校においては、全体の管理責任者は学校長であることを確認するとともに、各クラスのデータは学級担任が責任を持つことを確認し、ツール導入に当たり、教職員にあらためて職員会議で周知した。☞その他の安全管理措置として行うべき事項や留意点は、「Ⅰ、総論編3\_2」や「Ⅱ、手順編3c」も参照してください。
- ＜インシデントや請求権対応のルール・フロー確認＞
- A市教育委員会において、個人情報の取扱いに係る規律への違反やデータ漏えい事案等のインシデントが発生した場合のフローを改めて確認し、各学校においてインシデントが発生している事実又は兆候を把握した場合の責任者への報告フローについて、学校に伝達した。
  - B小学校において、インシデント発生時の対応フローと役割分担を整理し、職員会議で周知した。
- ＜利用目的の達成に必要な範囲で個人情報を保有、利用・提供する＞
- B小学校において、ツールの利用に必要な児童の氏名やID等を入力した。児童の電話番号は、ツール利用にあたって不要だったので、ツール上に登録をしなかった。☞ポイント：データ登録が必須ではない項目については、利用目的に照らし合わせて、登録の要否を検討しましょう。
- ＜認証とアクセス制御＞
- B小学校において、アカウント作成時に各アカウントでできること（閲覧、編集、アカウント登録・削除等）を整理して、必要な教職員がデータを見られるようにした。具体的には、担任教師は担任しているクラスのデータを、専科教師等は授業を受け持つクラスのデータを、学年主任は学年全てのクラスのデータを、管理職は学校内の全てのデータを閲覧・編集できるように設定した。
  - アカウント登録・削除等は、管理職のみが実施できるように設定した。
  - ☞ポイント：情報漏えい等を避けるため、アカウントの権限設定にあたっては、真に必要な人のみに権限を付与し、不要な人に権限付与を行わないようにしましょう。

- ＜認証とアクセス制御＞
- B小学校において、回答の共有は基本的にクラス内のみになるように設定を行った。また、一部合同授業やレベル別授業が実施される場合は、その内容のみ学年全体で共有できるような設定を行った。

主に実施したこと

主に実施したこと

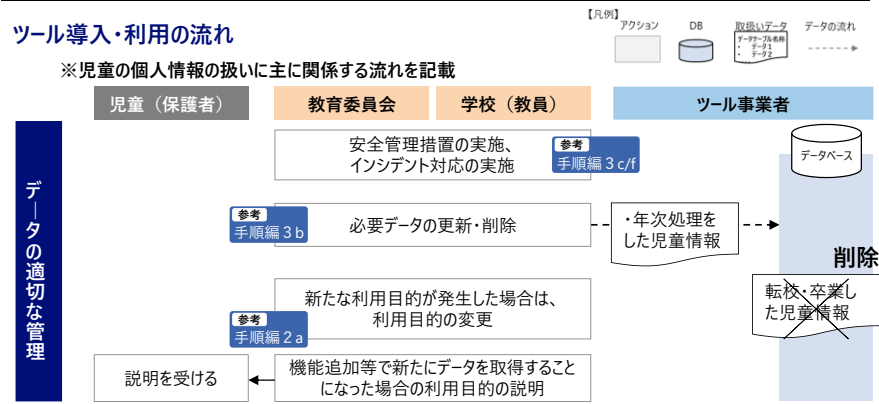


### Ⅲ 「事例編」の内容（事例1）

※パブリックコメントの結果を踏まえて修正の可能性有

事例1 A市立B小学校において、授業中に、児童が自ら考えなどを書き込んだり他者と共有したりしながら学習を進めるためのデジタル教材を利用する

#### ツール導入・利用の流れ



#### <安全管理措置の実施>

- 組織的安全管理措置として、ツール導入時に確認した役割分担にしたがって、責任者が定期的に個人情報の取扱いについて確認することとした。
  - 物理的安全管理措置として、B小学校の職員室の入り口から教職員のPC画面が見えない配置にし、職員室が無人になる際は施錠を徹底した。
  - データの取扱いについて、個人情報保護の観点からA市の実施する研修をB学校の教職員が受講した。
- ☞ その他の安全管理措置として行うべき事項や留意点は、「Ⅰ\_総論編 3\_2」や「Ⅱ\_手順編 3 c」も参照してください。

#### <個人情報ファイル簿を作成する>

- A市教育委員会において、ツールの導入にあたって、新たに個人情報を保有することとなるため、個人情報ファイル簿を作成し、自治体内の情報公開部に報告を行った。個人情報ファイル簿は、個人情報保護法第75条に基づき、作成した。

#### <データの正確性を確保する>

- B小学校で、新年度が開始するタイミングで新たに入学する児童情報を新規登録した。
- B小学校で、転入・転出を受けて児童情報の新規登録・削除・変更の処理を行った。

#### <保有個人情報の削除及び機器、電子媒体等の廃棄>

- A市教育委員会は、あらかじめ定めた保管期限を過ぎたデータは、委託先のデータベースから削除させ、委託先に削除された旨の証明書を出させた。

#### <利用目的の変更による利用・提供>

- 「児童の学習状況を把握して学習指導を行うため」に取得していた学習データを、A市教育委員会が域内の学校のツール活用状況を把握するための統計作成に利用することにした。変更後の利用目的が変更前の利用目的と相当の関連性があると判断されたため、利用目的の変更をすることで対応した。

#### <利用目的の特定>

- 今まで学習等に活用していたツールに、新たに生活アンケート機能が追加され、新たなデータを取得することになった。そのため、新たなデータを取得する場合として、A市教育委員会において事前に再度利用目的の特定をし、追加でB学校から児童と保護者にプリントを配布する方法で明示を行った。

主に実施したこと